

送迎車から降りたはずの利用者が行方不明

－職員の実ミスで終わらせてはいけない－

■送迎車から全員降りたはずだが…

Mさんは知的障がい者施設の通所サービスの女性利用者です。ある朝、Mさんは送迎車で施設に到着後ドライバーがにより送迎車から降ろしてもらったはずですが、デイルームで出欠確認を取るとMさんがいません。職員と運転手で急いで送迎車の駐車場に駆けて行き、車内をくまなく捜しましたが、見つかりません。施設長は運転手にもう一度降車を確認しましたが、確かにMさんを降ろしたと断言し、デイで送迎車を降りた直後に行方不明になったことが分かりました。

施設では家族に連絡の上、警察への捜索願いを出し、他の施設にも捜索協力を求めました。家族は一晩中、車で市内を必死に捜しまわりましたが、翌々日の夕方になり隣の市で見つかり保護され、すぐに病院を受診しましたが、幸い軽い脱水症状のみで全くケガはありませんでした。翌日施設の管理者がMさん宅を訪問し、家族に「一時はどうなることかと思いましたが、ケガ一つ無く戻られ本当に良かったですね」と伝えたところ、家族は「ケガが無かったらそれで済むと思ってるのか!？」と激しく立腹し、翌週には100万円の慰謝料を請求すると手紙が届きました。

ケガも無く行方不明だけで慰謝料が請求できるのか

■慰謝料を請求するためにはデイサービスの過失が前提になる

Mさんの家族は、通所施設に対して「デイサービスで行方不明になり、本人と家族が精神的な苦痛を被った」として、慰謝料を損害賠償金として請求してきたのです。しかし、損害賠償を請求するためには、施設側に過失が無ければ請求できません。本事例の事故は施設の過失になるのでしょうか？デイサービスの行方不明事故には、次のような判例があります。



《デイサービスでの行方不明事故の判例》

平成9年に浜松のデイサービスで行方不明になったEさんが、1ヶ月後に海で遺体となって発見された。裁判所は、デイサービスの職員が見守りを怠ったことが行方不明事故の原因であるとして、デイサービスの過失を認定し損害賠償金の支払いを命じた(平成13年9月25日静岡地方裁判所浜松支部)。

本事例のケースも上記判例と同様に、Mさんが送迎車から降りた時に見守りをせず、デイルームまで誘導しなかったことが行方不明の原因とみなされ、過失と認定される可能性が高いでしょう。

■ケガなどの損害が発生していないのに慰謝料を請求できるのか？

それでは、行方不明になった利用者がケガをせず無事に保護され、身体的には何ら被害がなかった場合に、慰謝料という被害者が被った精神的苦痛に対する賠償金を請求することができるのでしょうか？交通事故などの被害者がケガを負い入通院などの治療を行うと、治療日数1日に付き4,200円という慰謝料が認められています(自賠責基準)。また、交通事故では被害者がケガの治療などで被った精神的苦痛に対して、ほとんどのケースで慰謝料の支払いが認められます。

では、ケガなどの損害が無く行方不明になったことだけで、家族や本人が被った精神的苦痛に対しては慰謝料は認められるのでしょうか？前述の静岡地裁の判決では、遺体が発見されるまでの1か月間の家族への慰謝料として、妻に130万円の慰謝料を認めています。

本事例にそのままあてはめると、Mさんの家族に対しては、3日の行方不明期間の慰謝料として約13万円が認められることとなります。行方不明事故では、失踪期間中の家族の心痛は大きなものであることを事業者は認識しなければなりません。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当：堀江・窪田
TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店